

IPEF(インド太平洋経済枠組み)クリーン経済協定(概要)

経緯

- 米国による主導の下、2022年5月のバイデン大統領訪日時
の首脳級会合においてIPEFの立ち上げを発表。
- 2022年9月のIPEF閣僚級会合(於:ロサンゼルス)において、「
クリーン経済」の分野における協定として交渉を開始。
- 2023年11月のIPEF首脳会合・閣僚級会合(於:サンフランシスコ)
において、交渉が実質妥結。
- 2024年6月のIPEF閣僚級会合(於:シンガポール)において署名式
を実施。
- 2024年9月のIPEFオンライン閣僚級会合において、同年10月11日
に同協定が発効予定である旨公表。

【交渉参加国:米、日、豪、NZ、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、インド及びフィジーの14か国。】

意義

- エネルギー安全保障の強化、気候変動に対する強靱性及び適
応の強化、温室効果ガスの排出の削減、持続可能な生活及び公正な移行の促進
等、多様な道筋でのクリーン経済への移行のための協力を推進。
- クリーンエネルギーへの移行を加速する観点から、官民間の連
携を構築し、地域全体においてクリーンな技術及びインフラストラクチャーへの投資
の規模を拡大。

※「投資家フォーラム」(毎年開催)、「IPEF基金」の設立、有志のIPEFパートナー等で特定の分野への協力に取り組む「協力作業計画」等を規定。

概要

主に以下の事項について規定。

- ✓ エネルギー安全保障及びクリーンエネルギーへの移行
- ✓ 工業部門及び運送部門における温室効果ガスの低排出に係る技術及び解決策
- ✓ 持続可能な土地、水及び海洋に関する解決策
- ✓ 温室効果ガスの回収及び除去のための革新的技術
- ✓ クリーン経済への移行を可能とする奨励措置
- ✓ 公正な移行
- ✓ 利害関係者の関与及び制度上の仕組み

IPEFクリーン経済協定における主な規定の概要

エネルギー安全保障及びクリーン経済への移行

- 政策に係る討議、技術的分析、知識の移転等を通じて、エネルギー安全保障の達成及びクリーンエネルギー技術の展開の加速について協力。
- 2030年までにクリーンエネルギーの貯蔵のために少なくとも1200億米ドルの投資を促進。
- カーボンリサイクル燃料(合成燃料、合成メタン等)(RCFs)については、既存のインフラストラクチャーを利用することにより排出を削減できることを認識し、さらに、関心のある締約国はRCFsの研究、開発及び利用を検討。
- 脱炭素化の道筋として、低炭素な及び再生可能エネルギーによって生成された水素並びにその派生物(アンモニア等)の重要性を認識。
- 2030年までに地域において再生可能エネルギーのために少なくとも200億米ドルの投資を促進。

産業及び輸送部門における温室効果ガス排出削減技術・解決策の促進

- 持続可能な航空燃料(SAF)(石油を基礎としたジェット燃料を基準とした場合と比較してライフサイクルにおいて温室効果ガスの排出の大半を除去するものを含む。)の生産及び利用可能性を拡大すること。
- 2027年まで地域において少なくとも5のグリーン海運回廊を設置することを開始。
- 締約国の多様な道筋に留意し、道路運送部門を迅速に脱炭素化するとともに、ゼロ排出の運送を支援するインフラストラクチャー及び車両を拡大することの重要性に焦点を当てる。

持続可能な土地、水及び海洋の解決策

- 農業部門の重要性を認識し、農業生産性の向上の拡大を通じたクリーン経済への移行に関し、農業部門が、当該移行に寄与する機会を創出し、及び当該移行に対する課題をもたらすことを認識。
- 森林の持続可能な経営及び他の自然の生態系の持続可能な管理並びにそれらの保全及び再生の慣行を強化するために協力。
- 海洋に基づくクリーンエネルギー(潮汐エネルギー、波エネルギー及び洋上風力を含む。)の重要な役割を認識。

クリーン経済への移行を可能にするインセンティブ・協力作業計画(CWP)

日本及びシンガポール主導で2023年5月に立ち上げた「IPEF域内水素イニシアティブ」を協力作業計画(CWP)の第1号として明記。日本はさらに官民協力により、クリーン電力の創出と利用、その客観的検証等を促進する「クリーン電力イニシアティブ」を提案。各国の賛同を得て採用された。